（標識の様式）

第三十一条　法第十二条の九の国土交通省令で定める様式は、次の各号に掲げる営業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　旅行業者の営業所（次号に掲げるものを除く。）　第十二号様式

二　旅行業者の営業所であつて法第十一条の二第六項第一号又は第二号に該当するもの　第十三号様式

三　旅行業者代理業者の営業所（次号に掲げるものを除く。）　第十四号様式

四　旅行業者代理業者の営業所であつて法第十一条の二第六項第一号又は第二号に該当するもの　第十五号様式

（登録の申請）

第三十四条　法第十二条の十二（法第十二条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第十二条の十一第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が旅程管理研修業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が旅程管理研修業務を開始する日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　旅程管理研修が法別表第一の上欄に掲げる科目（以下この節において「登録研修科目」という。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師（以下この節において「登録研修講師」という。）により行われることを証する書類

四・五　（略）

（削る）

（登録研修機関登録簿の記載事項）

第三十五条　法第十二条の十四第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　旅程管理研修業務を行う事務所の名称

二　旅程管理研修業務の開始日

（旅程管理研修業務の実施基準）

第三十六条　法第十二条の十六の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　観光庁長官が告示で定める基準に適合する教材（以下この節において「登録研修教材」という。）を使用するものであること。

五　（略）

六　観光庁長官が告示で定めるところにより旅程管理研修の修了試験（以下この節において「修了試験」という。）を行い、当該試験に合格した者に対して、旅程管理研修の修了証明書（以下この節において「修了証明書」という。）を交付すること。

七　（略）

（標識の様式）

第三十一条　法第十二条の九の国土交通省令で定める様式は、次の各号に掲げる営業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　旅行業者の営業所（次号に掲げるものを除く。）　第十一号様式

二　旅行業者の営業所であつて法第十一条の二第五項第一号に該当するもの　第十二号様式

三　旅行業者代理業者の営業所（次号に掲げるものを除く。）　第十三号様式

四　旅行業者代理業者の営業所であつて法第十一条の二第五項第一号に該当するもの　第十四号様式

（登録の申請）

第三十四条　法第十二条の十二（法第十二条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第十二条の十一第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が研修業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が研修業務を開始する日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　旅程管理研修が法別表の上欄に掲げる科目（以下「登録研修科目」という。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師（以下「登録研修講師」という。）により行われることを証する書類

四・五　（略）

3　前項第二号イの規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から当該登録を申請しようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受けるときは、前項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

（登録研修機関登録簿の記載事項）

第三十五条　法第十二条の十四第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　研修業務を行う事務所の名称

二　研修業務の開始日

（研修業務の実施基準）

第三十六条　法第十二条の十六の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　観光庁長官が告示で定める基準に適合する教材（以下「登録研修教材」という。）を使用するものであること。

五　（略）

六　観光庁長官が告示で定めるところにより旅程管理研修の修了試験（以下「修了試験」という。）を行い、当該試験に合格した者に対して、旅程管理研修の修了証明書（以下「修了証明書」という。）を交付すること。

七　（略）